

平成27年度 第1回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 平成27年7月8日(水) 午後2時～午後3時50分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、高津委員、増山委員、寺谷委員、横山委員、佐藤委員、
佐藤委員、堺委員、谷合委員、池田委員、川本委員、高木委員、
堀井委員、高野委員、松本委員、伊藤委員、村越委員、宮嶋委員、
重松委員、影山委員、木上委員、小澤委員、吉野委員
- 欠席委員 河内委員、佐藤委員、中田委員、木原委員、谷合委員、浅沼委員
- 市職員 三田村教育部副参事、遠藤福祉保健部次長、岩田市民活動支援課長、
市川地域安全対策課長、前島環境政策課長、坪井図書館長、横道健康
推進課長、関根子育て支援課主幹
- 事務局 田中子ども家庭部次長、赤岩児童青少年課長、藤川青少年係長、長部
健全育成担当主査
- 傍聴者 0名

先般

資料

1 会議資料

(1) 次第

(2) 平成27年度第1回府中市青少年問題協議会会議資料

資料1…府中市青少年問題協議会条例

資料2…平成26年度府中市青少年健全育成関連事業実施結果等

資料3…平成26年度青少対事業の参加状況

資料4…社会環境浄化活動について

資料5…平成27年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

平成27年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

(3) 席次表

2 参考資料

(1) 若者支援と社会投資

(2) 若者と社会をつなぐ

(3) 「働く」ってなんですか

(4) 多摩児童相談所 相談推移等について

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 副会長の選任について
 - (2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について
 - (3) 青少年対策地区委員会の活動状況について
 - (4) 社会環境浄化活動について
- 3 講演
「若者支援と社会投資」
認定特定非営利活動法人 育て上げネット
- 4 情報交換
 - (1) 府中市内における少年非行等の現状について
 - (2) 児童相談の現状について
 - (3) 児童・生徒の現状について
- 5 その他
- 6 閉会

議 事 概 要

- 1 あいさつ
会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 委員及び市職員の自己紹介
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

- 2 議題
 - (1) 副会長の選任について
【事務局より説明】

高津委員から増山委員の推薦、堺委員から松本委員の推薦があり、了承が得られ、両委員が副会長に選任された。

(2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況等について

【事務局より、資料2に基づき府中市青少年健全育成事業の実施状況について説明】

私のほうから、2点、「平成26年度府中市青少年健全育成事業の実施状況」と「東京都子供・若者計画策定の状況等」につきましてご説明させていただきます。

まず、1つめですが、青少年健全育成事業の実施状況です。お手元の会議資料3ページからの資料2についてご説明させていただきます。

青少年健全育成の主な事業としては、大きく関連事業と通年事業の2つに分けて記載しております。

まず、資料の3ページ・4ページは、「平成26年度 府中市青少年健全育成関連事業及び通年事業の実施結果」、5ページから7ページは、「平成27年度府中市青少年健全育成関連・通年事業の一覧」でございます。

まず、3ページ目の「26年度関連事業実施結果」でございますが、表の左上から主管した担当課、関連事業活動状況、事業数、参加人数、参加児童・生徒数の順に記載しております。

26年度は、14の部署におきまして、97の事業が実施され、事業参加人数の合計といたしまして、278,404人の参加がありました。このうち、児童の参加人数は、130,667人となっております。

前年度と比較いたしますと、参加総人数で、26,270人、児童の参加人数で16,844人の減少となっております。

この減少要因ですが、台風等天候の影響により、環境政策課の「府中環境まつり」等参加者の多いイベントが中止になったことが要因となっております。

次に、4ページ目をご覧ください。

ここでは、年間をとおして定期的に実施された事業や、相談事業等の実施結果を記載しております。

26年度の実施結果につきましては、10の部署におきまして、48の事業を実施いたしました。参加人数は、延べ303,152人、うち児童の人数は275,445人で、前年度と比較いたしますと、総参加人数で25,996人、児童の人数では28,522人の増加となっております。

参加人数の主な増加要因ですが、全体的に増加傾向でしたが、児童青少年課の事業である、「放課後子ども教室」が1年生の参加開始時期を早めたことや、夏休み期間中にお弁当持参で終日参加を認めたことなど等が参加人数増加の要因につながったものと思われまます。

次に、相談事業につきましては、4ページの中段やや下に記載のとおり、子ども家庭部、教育部合わせて6事業実施しました。

相談事業の件数ですが、平成26年度は、7,482件の相談を受理しており、広く活用していただきました。

次に、資料の5ページから7ページにつきましてご説明いたします。

この資料は、本年度における各課の青少年関連事業及び通年事業を記載しております。

詳細の読み上げにつきましては割愛させていただきますが、本年度は、16の部署におきまして82の関連事業、49の通年事業及び5つの相談・指導事業を実施又は今後実施していく予定でございます。

事務局といたしましては、平成27年度府中市青少年健全育成基本方針の達成に向け、関係各課、関係機関、地域の青少年育成諸団体及び学校等との連携をより深め、記載の事業を推進してまいりたいと考えております。

府中市青少年健全育成事業の実施状況の説明は以上です。

【事務局より、東京都子供・若者計画策定の状況等について説明】

次に、2つめの件でございますが、「東京都子供・若者計画」に関する都の動向について、市との関連もございまして、本日ご説明させていただきます。

この件につきましては、恐れ入りますがスクリーンのほうを使いましてご説明させていただきます。

まず、本計画の概要における「計画の位置づけ等」でございますが、1つめとして、子ども若者育成支援推進法第9条第1項に基づく計画であり、2つめとして、国の「子ども・若者ビジョン」を勘案して策定するもの、3つめとして、「東京都長期ビジョン」と整合を図りながら、様々な分野の都の計画等から都及び区市町村にかかる子ども・若者の育成支援に関わる施策を集め一覧化し、子ども・若者育成支援施策の枠組みづくりを推進するもの、4つめとして、計画の期間は平成27年度から31年度までの5年間となっております。

次に、この計画の基本方針と主な取組についてですが、大きく3つの柱立てとなっております。1つめの柱が、「すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」となっておりまして、その内容でございますが

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 変化の激しい時代を生き抜き、社会に貢献できる力の養成
- 3 社会的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

となっております。

2つめの柱が、「社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援」となっておりまして、その内容でございますが

- 1 困難な課題ごとの取組

2 被害防止と保護

となっております。

3つめの柱が、「子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境整備」
となっております、その内容でございますが

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化
- 3 子ども・若者の育成環境の整備

となっております。

次に、推進体制についてでございますが、大きく都と区市町村の役割が示されておまして、まず、都の役割は

- ・東京都子ども・若者支援協議会等の場を活用した計画の着実な推進
- ・区市町村、民間団体との連携としまして、NPO等の育成、人材確保と先駆的事業の取組等
- ・区市町村に対する支援

となっております。

最後に、区市町村の役割がしめされておりますが、この中で、区市町村の役割が3つ示されております。

1つめとして、地域の実情に応じた子ども・若者支援施策の着実な推進、2つめとして、区市町村子ども・若者計画の策定、こちらは、「子ども・若者育成支援推進法」の第9条第2項において、国が定めている「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子ども・若者計画」を勘案して、「市町村子ども・若者計画」を作成するよう努めることとされております。

3つめとして、区市町村子ども・若者支援地域協議会の設置（子ども若者総合相談センターの設置）、こちらにつきましても、「子ども・若者育成支援推進法」の第19条におきまして設置に努めることとされております。

以上が、都が計画を予定しております「東京都子供・若者計画」の概要でございますが、都によりますと、本計画は今月開催が予定されている「東京都の青少年問題協議会」におきまして審議し、その後、パブリックコメントを実施したのちに計画となる予定と伺っております。

したがいまして、現時点では計画案の段階であるため、今後若干の修正があり得ることも想定されます。また、今のところ区市町村に対して具体的な役割についての説明等がないことから、現時点においては情報収集と都からの連絡を待っている段階でございますが、いずれにしましても、今後、区市町村の役割についての説明等があると思われまます。

今後につきましては、東京都の動向を見ながら区市町村の役割につきまして情報収集をしてまいります、本日は、市の「子ども・若者計画」の策定や「子ども・若者支援地域協議会」の設置等に関する情報を入手しましたので、報

告させていただきました。

今回につきましては、都の動向のみとなりますが報告でございます。
以上です。

【意見、質問はなし。了承】

(3) 青少年対策地区委員会の活動状況について

【松本委員より、資料3に基づき青少年対策地区委員会の活動状況について説明】

それでは、私からお手元の会議次第の2にあります議題(3)青少年対策地区委員会の活動状況について、会議資料8ページからの資料3に基づいて、ご説明をさせていただきます。

青少年対策地区委員会は、市内の各中学校を1単位として、現在11地区で622名の委員で活動しております。

委員の構成は、学校、PTA、民生児童委員、保護司、自治会会員、青少年委員などからなっております。

昨年度は、各地区合計145回の委員会を開催し、研修も全地区で実施をしております。

活動内容は、大きく分けまして、環境浄化活動・非行防止活動・啓発活動その他の健全育成活動です。

資料に基づいて活動内容のご説明をさせていただきますと、環境浄化活動としては、地域パトロール・夜間パトロールなどを行っております。

非行防止活動としては、座談会・講演会などを行っております。

啓発活動としては、中学生らと共に街頭広報活動などを行っております。

その他の健全育成活動についてお話ししますと、文化的な活動としては、作文発表大会・かるた大会・ふれあいコンサート・凧揚げ大会などを行っております。

スポーツ活動としては、スポーツフェスティバル・軽スポーツ大会・わいわい駅伝・ちびっこ相撲大会などを行っております。

レクリエーション活動としては、早朝徒歩ラリー・サマーフェスティバル・ゲーム大会・地域ふれあいまつり等を行っております。

ボランティア活動としては、多摩川清掃や地域清掃活動などを行っております。

これら青少対事業の昨年度の参加人数についてですが、総数が2万3,161人で、うち児童数は1万190人と多くの参加者がありました。

今年度もより多くの市民・児童に参加して頂けるよう、各地域の特性に合わ

せて様々な事業を計画・実施しているところでありますが、詳しい活動内容についての質問等がございましたら、本日、各地区委員会の委員長が出席しておりますので、お尋ねいただきたいと思います。

最後になりますが、今後とも青少対の活動に対するご理解・ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【意見、質問はなし。了承】

(4) 社会環境浄化活動について

【事務局より、資料4、資料5に基づき説明】

事務局から、議題(4)について、ご説明申し上げます。お手元の会議資料12ページの資料4をご覧ください。

府中市では、環境浄化活動として、資料に記載のとおり、本年度も積極的な取り組みを実施していく予定でございます。

1の「市内パトロール活動について」ですが、青少対では、青少年の非行防止、危険場所の発見等を目的として各種パトロールを実施しております。

パトロールの実施方法は、パトロール員が姿を見せる「見せるパトロール」を重点に実施しております。

昨年度の実施回数は、130回で、毎年多くのパトロールを実施しています。

当市の安全も、こうした地域の方々の熱心なパトロール活動などに支えられて成り立っているものと深く確信しております。

2の「府中市青少年健全育成協力店制度の推進状況について」ご説明します。この制度は、平成15年9月よりコンビニエンスストア、書店の2業種にご協力いただき、始まった制度です。

現在では、青少対の皆様のご協力のおかげで、コンビニエンスストア94店、書店4店、ゲーム店3店、ビデオ店5店、酒・たばこ販売店38店、カラオケ店1店、携帯電話販売店1店、刃物類販売店1店の合計147店のご理解ご協力を得て、事業を推進しております。

本年度は、市内の未加入のコンビニエンスストア、酒・たばこ販売店の加入依頼活動等を、今月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中に実施する予定です。

続いて、会議資料13ページの資料5をご覧ください。

内閣府では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として青少年の健全育成への取り組みを集中して実施しております。

今年度の重点課題は、会議資料13ページ下方の(1)から17ページ(7)

までに記載の7項目です。

項目のみ読ませていただきます。

重点課題1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

重点課題2 有害環境への適切な対応

重点課題3 薬物乱用対策の推進

重点課題4 不良行為及び初発型非行（犯罪）の防止

重点課題5 再非行（犯罪）の防止

重点課題6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

重点課題7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

以上の7項目になっております。

各機関との連携や青少対の皆様等のご協力を得まして、広く啓発していく予定でございます。

以上です。

【意見、質問はなし。了承】

3 講演

「若者支援と社会投資」

皆さん、はじめまして。工藤と言います。

本日は、30分ほどお時間をいただきまして、このようなお話しする機会をいただきまして大変光栄に思います。

今日は、青少年関係でご活躍されてきた方には、当たり前の話かもしれませんが、その一方でもう少し広く、若い世代に対して私たちが行っている活動や、地域として若しくは行政としてやるべきことであるとかをお話ししたいと思っております。

私は、もともと福生市の横田基地の真横で生まれまして、生まれた時から家族が30人くらいいるような家庭でした。

もう40年近く前の話ですけれども、両親が塾を経営しておりまして、普通は夕方ころに学生がきて勉強するんですけれども、ある時、昼間、サリドマイドの影響を受けた子どもさんを持つ親御さんからご相談を受けたそうです。

今と違う時代であり、障害を持つ方への目線も違いましたので、居場所が地域にないので、塾が暇な昼の時間帯に受け入れてくれないかというものでした。

これを聞いた両親がお引き受けをしたところ、あれよ、あれよと地域に住む、学校に行けない子どもであるとか、昼間の時間に居場所を求めている方々が集まりました。そのうち、自分たちを受け入れてくれる場所があるんだということで、北は北海道から南は沖縄まで色々な方がご相談に来られます。北海道から福生市

までは通えませんので、両親は、自分の自宅を社会に開放しまして一緒に住みながら自立支援を行う方法をとりました。ただし、児童養護施設とかではなく民間として一緒に住むというものでした。

私は、目が開いた時には血の繋がらない30人くらいのお兄さん、お姉さんと一緒にいて、一緒にご飯を食べ、一緒に寝るという生活を高校1年までしていました。

だから現在こういう事業をしているという訳ではないんですが、40年前と今とでは随分、状況が変わってきたのかなという風に思います。

というのも昔は、復学というものが中心でしたので、中学生年代がうちの家に来て、そこから地元の中学校に通い高校に進学し、大学に進学したり仕事を見つければ卒業していくというプロセスだったんですけれども、今の自立支援の多くは、復学はもちろん、仕事に就いて自立をしていくのが加わりました。また、当時より、家庭に経済的余力がないということが大きくなってきているのかなと考えています。

私は、日本の大学を中退しまして、アメリカに行き、会計学を勉強していたんですけれども、いろいろ御縁があって、今の若者向けの自立支援をやるために向こうの大学も結局卒業することなく、22歳の時に帰国をして、育て上げネットという法人の前身となる活動を始めました。今法人化して12期目、150名ほどの職員と一緒に若者の自立支援等を行っています。

まず、私たちの活動について簡単にご説明します。

私たちは、4つ事業をやっています。

まず、若年支援事業というもので、若い人たちの自立や社会参加のご支援を差し上げています。1年間で大体、新規で2,000名くらいが私たちの運営する事業所に来まして、就業、就職への支援をさせていただいています。府中市の場合ですと、若者支援事業を直接やっている訳ではないんですが、生活保護受給者または生活保護受給家庭の若い方々で、今の状況から少しでも前に進みたいという方々に対して、福祉課の方と一緒に家庭訪問からはじめて、自立へのご支援をさせていただいています。

2つ目は、教育支援事業で、主に定時制や通信制と言われる高校を中心に年間100校くらい、授業に行ったりとか生徒さんのご相談に乗らせていただいています。例えば、東京には秋留台高校というエンカレッジスクールがあるんですが、ここは職員室にも入らせていただき、先生と一緒に生徒の進路や生活のご支援を差し上げています。

府中市では、府中東高校と府中西高校の先生と一緒に授業等をさせていただいたことがございます。

最初は、若者の支援をしまして今まで1万数千人の働いてない、働けない状態の若者の支援をしてきましたが、これは、川下で溺れている若者に手を差し伸べ

ている状態です。岸边にあげて温かいコーヒーを飲ませて毛布を掛けて、もう一度、向こう岸へ一緒に渡る支援です。その時に上流で何があったのかを聞きます。良いご支援をするためにはその方の事情を知らなければできませんので、一人あたり大体、支援の開始から終了まで600項目くらいお聞きします。これまで働いたことがあるか、今働いてないけれども24時間どのような生活をしているのか、通院したことはあるのか等を聞くんですが、これが蓄積されてきますと、川に流されやすい若者を感覚的ではなく、統計的に数字で把握することができます。そうすると、向こう岸に渡る自立への橋が崩れやすい方、はじめから崩れている方、誰かに突き飛ばされて落とされた方、生まれながらに橋が架かっていない方、様々な事情があることがわかります。そこで川上に私たちも上っていきたい、出来ることなら溺れる状態、働くことができない状態になる前に何らかの手を差しのべたいということで、高校の教育支援事業をやっています。

また、結果として、必ずしも進学ばかりではない生徒さんが多い高校さんとの協力というのが多くなっています。年間2万人くらいの高校生とかかわらせていただくんだけれども、そういう高校に来る生徒さんのご支援をしていると、どんなタイプの小中学生が進学してくるのかということがわかってきますので、今、首都圏5か所で、主に生活保護又は貧困家庭の小学校4年生から中学校3年生までの子ども達100名ほどのご支援をしております。

この府中市でも、7月21日より府中市内4か所で該当する子ども達に対する学習に限らない支援活動をさせていただく予定になっております。既に定員を上回るお申込みをいただいていると聞いております。

このような子ども達や若い人達がどこにいるのかはわかりません。ひとつの切っ掛けとして、保護者の方への情報提供や困られているのであれば家庭の改善、こういうことに寄与したいと思ひまして、保護者支援というものをやっております。

年間で500名程度、特にお母様を中心として家庭の改善から、若者にとって良い場所を紹介するという事業をやっています。

ちょうど、府中市でも去年から保護者の方への支援事業をやらせていただいて、シンポジウムにも沢山の方がご参加され、個別の相談も継続してやらせていただいております。

このような4つの事業をおこなっている組織の代表者として、今日はここに来ていただいております。

若者というものが社会的な問題として言われはじめたのが、2000年代に入ってからでございます。青少年というのはこれまでも健全育成の柱の中で様々な自治体、民間の方々が取り組まれてきましたが、健全育成のなかでも、さまざまな問題を抱えている若者たちがいるということで、2003年から我が国においては、若者という単語として政策対象、社会的に支援が必要な対象者という認識

が生まれております。

若者というのは、それぞれが考える若者像もしくは年齢というものがあるわけではなく、2011年の4月1日以降から、我が国においては15歳から39歳が若者政策の対象として幅が広がりました。2011年の3月31日までは34歳までを若者という年齢の枠組みでとらえ、2011年4月1日から39歳までになったということでもあります。

元々、青少年の枠を離れて、中高年でないこの年代の人が、問題を抱えないだろうという前提できた社会において、この世代が大きな問題を抱えている。だとしたら、政策的、地域的、社会的な支援を差しのべる理由がそこにはあるのではないかと考えています。

次の資料は、2000年代に入って、若者の問題がクローズアップされてきたというものをグラフにしたものです。昔は、子ども達の登校拒否を何とかするんだという話から、不登校という言葉が生まれ、90年代に入ってフリーターやひきこもり、2000年代に入ってニート、無業、若年無業等の色々な言葉が出てきたんですけども、真ん中に政治的なトピックとしての多様な取り組みが社会的にされ、民間活動も非常に多くなってきました。NPO法人なんかでも今まで子どもの支援とか、青少年の支援をしているところは若者まで年齢を増やしています。居場所の支援とか自立支援というものをおこなってきているという経緯があります。ただ、これは地域性がありますので、すごく大きく若者に対して舵をきったところと、そうでないところがあります。横浜市などは非常に青少年局が頑張りまして、多くの団体が青少年だけではなく、若者年齢にも対象の幅を広げようということで気運が盛り上がっていると感じております。

現時点で、働いていない、でも学校に行っていない、かつ結婚していないという方々を総計すると220万人くらいおります。若者の人口が3,600万人ですので、16人に1人が学生でない無業、かつこの16人に1人になりやすい子ども達はどんな人たちかということも一応、内閣府の調査で出ています。

家庭が貧しいか学歴が低いからです。この2つが一番なりやすく、家庭が貧しいと学歴が低くなりやすいというのは、既に沢山のメディアを通じて実証されています。つまり、生まれた家庭が貧しければ、低学歴になりやすく、そして、低学歴になると無業もしくは安定しない経済状況を持った大人になりやすいということです。感覚的に皆さん分かってらっしゃるかと思いますが、誰も否定をしていないというような状態になっています。資料には、潜在的に無業とありましたけれども、無業になりやすい人たちを合わせると、10人に1人が働いていない又は働けないリスクを背負っている状態であります。

そのうえで、青少年という枠組みを超えて、青少年が20歳とか25歳とかではなく、あえて39歳まで広げなければいけないのではないかと、私の立場は考えます。なぜなら、私たちの生活に直結する問題だからです。

すごく単純に申し上げますと、目の前に25歳の若い人がいます。あえて、A君という名前にしますと、25歳のA君は自宅から一步も出ず、働いていないとします。これに対して、一般社会の人はどう思うか、どういう意見を述べるかという、親が悪いもしくは本人の自己責任である、私たちが支援する必要がないということを一般的に言われるわけです。家族の問題があってもそういう感じだと思います。

ただし、見方をちょっとだけ変えてみると、このA君は私たちにとってどういう存在なのか。25歳のA君がたまたま両親が亡くなってしまい、彼が生活できなくなればどうするか。当然、生活保護を受給します。我が国の憲法には生存権が保障されていますので、生活保護を使うか使わないかという、当然、使うべき状況であります。

そして、25歳のA君が生活保護を生きていくために受給しますとなれば、概ね65歳くらいまでの間、私たち社会がA君1人をささえていくために支出するお金は約1億円です。一方で25歳のA君を適切なお支援、皆さまの熱意、そういうものによって、例えば、正社員として元気にいい形で働けるようになった場合、彼が府中市及び国に対して治める税金や社会保険料額が約1億円です。ただ、医療費や年金が少し戻りますので、マイナス5千万になります。つまり、彼1人を感情的な側面から家族問題などとした場合、我が国が負担する額は1億円。しかし、彼は元気に社会に出て働いた場合、プラス5千万円。この差額が1億5千万円です。何を言いたいのかと申し上げますと、25歳でひきこもっているA君に対して、自分のご意見として厳しい言葉を持たれることは止めようがありませんが、彼を排除や放置をすることは結果として、私たちの社会を豊かにするチャンスを逸するわけです。

中高年だって高齢者だってみんな働きたいわけですが、一点だけ若いうち、早いうちにご支援差し上げたい理由があります。それは、経験者や素晴らしい技術がある方は全然別問題です。全く同じ状態であれば若い方がいい、つまり、労働市場、人材を採用したい企業は、若者に対して広く門戸を開いており、だからこそ無業期間を長期化させるのではなく、早期にアプローチした方がよいと思っています。25歳から65歳までの40年、40歳から65歳までの25年、つまり、納税者として社会を支え、地域の一員として地元を担う期間が長い方が、短いことに比べればよいのではないのでしょうか。早め早めにやっていくことが重要です。ここにいるメンバーは理性的、合理的、かつ、感情的にも支えていきたいね、という状況を作る人たちでしょうし、それが地域の良いところですし、私たちが青少年関係を長くされてる諸先輩方とご一緒になってやっていきたいと考えています。

次の資料は大変見づらいのですけれども、先ほど、2011年4月1日から若者の年齢が39歳までになりましたと言いましたが、これを基本的に推し進めた

のが子ども・若者育成支援推進法という法律です。2011年4月1日から施行されました。この資料を見てお分かりになるとおり、子ども若者を対象に地域一体となって、様々な機関で協力して次世代を担っていこうじゃないかという法律とそれに対する地域協議会というのを全国で立ち上げていくんだという法律が努力義務でできました。

現在、約1000ある自治体の中で、この地域協議会を設置しているところは80自治体ほどでほとんど設置されていません。色々な制約であるとか、児童虐待ネットワークの区切りだとか問題はありますが、一方でそれを越えて、子どもや青少年、若者年代を行政と地域のメンバーで支援していこうと立ち上がっている自治体も沢山あります。うまくいっている自治体もあります。うまくいかない自治体は何が問題であるかというところ、専門の部課局がない、または、私たちの部課局でやると決め切れていないことです。若者を担当する部課局というのは、2000年より前は私が昔調べた限り、全国にひとつもありませんでした。色々な市役所に行けば分かると思いますが、生活福祉課とか青少年課はありますけれども、「若者」と書いてあるところは今もほとんどありません。そもそも若者が社会的に支援対象ではなかったのです。部課局は必要なかったんです。

しかし、今は社会的にも必要性は強まっていますので、専門の担当部局があるところと、うちがやるんだとどこかの部局が手を挙げた場合、子ども・若者支援というのはうまくいきやすいのが一つです。二つ目に、民間を含めた市民の協働のセンターピンは行政です。なぜかと言うと、行政がやるからみんなが集うというのがありますが、個人情報の問題と信頼の問題と、最後の最後に民間だと責任を負いきれない可能性があります。やはり、行政と一体となって、行政がセンターピンとなって地域の方々と一緒になっていく、かつ、そういう専門担当部署が決まっているというのが大変重要なものです。全国を見てもうまくいっているところはこれをやっています。そして、成功事例は公設民営であることが多いです。行政が設定しそれを民間、ここにいる皆さんの力でまわしていく。常にセンターピンは行政でありながらも、地道な青少年の活動、若者支援の活動というのは大変重要で成功しているところは、やはり、行政、民間との協働が確実にうまくいっているところとなっています。あと、今日、市長もいらっしやっていますが、トップコミットメントというものが非常に重要です。

まもなくお時間になります。子どもと若者支援は社会投資であるという話で最後締めくくりたいと思います。我が国は、あと40年もしますと子どもが大変少なくなります。毎年毎年減っていっています。これを別の言葉で言うと、希少財化してきていると言われます。今、特に中堅中小企業は若者がいなくて、採用できなくて困っているそうです。今までだったら見向きもしなかった私たちのような活動の組織に、企業が若者いませんか、いい若者と出会えれば採用しますという風に言ってきてくれています。それぐらい、既に子ども達、若者たちは希少

財として、この社会に対して位置づけられています。一方で問題が非常に多く散見されています。自分達で意思決定ができず、自分自身を守ることができない子ども達や被害を受けたまま成長した若者達が、全く支援を受けないまま大人になり、大人になったから自己責任を突き付けられてしまう。こんな残念な社会に未来はないと思います。若者達に対して、子ども達に対して、もっともっと社会的な投資をかけていくことで、ひとりひとり良い地域の担い手、社会の担い手になっていく。ここに対して、私たち市民、都民が一丸となって、子ども達、若者達のご支援をしていくことが重要ではないかと思います。ここにいる皆様は非常に強い思いを持って、青少年、子ども達と関わってこられたと思いますけれども、何で子ども達にこんなに一生懸命になるんだと冷たい言葉を投げかけられたこともあったかも知れません。

今日は色々な話をさせていただきましたけれども、思いと平静と情熱を持って府中市でも、今後、青少年の総合相談のセンターの設置の構想があるとお聞きしました。子ども達が何か困った時、いじめられた、DVを受けている、勉強がわからない等のことがあった時、どこに相談に行っているかわからないと思います。これは、ひとえにここに行ったら大丈夫というセンターピンがないからです。その時、子ども達の保護者や先生方、地域の大人の方が、子ども達が困った時、あそこにいけばいいんだという旗を立てていくことが大変重要な取り組みだと思いますので、特に青少年課の皆さんにおかれましては、青少年総合相談センターを地域で是非、つくっていただきたく、また、府中市のモデルというもの、まだ全国でも若者関係のモデルがありませんので、府中市はすごいと言っていたような取り組みをしていただきたいと思います。今、府中市に関わらせていただいておりますので、私たちも微力ながら府中市の子ども達、若者達を大切にしていきたいと考えています。本日は、30分をいただきましてお話しをさせていただきました。今後、是非、ご一緒に府中市の子ども達、若者達の未来のために活動をさせていただければと思っています。御静聴ありがとうございました。

【意見、質問はなし。】

4 情報交換

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【高島副署長より説明】

ご紹介いただきました府中警察署副署長の高島でございます。

ただ今ご指名ありましたように、府中市内の少年非行等の現状についてご説明させていただきます。

まず、事件関係から簡単に状況を申し上げたいと思います。少年が関与する事件の数字的なことから申し上げますが、今年6月末現在で、府中警察が検挙しました少年の人員ですが、窃盗や暴行等の刑法犯の検挙は27名となっており、前年と比べると5名減少しておりますが、特に少年犯罪が減ったわけではないと思っております。一方、銃刀法等の特別法犯の検挙はございませんでした。これが、どれくらいの割合ということですが、6月末現在、府中市内で成人、少年を合わせまして180名を検挙しておりますので、従って、少年が占める割合は15%となります。比較的少年犯罪が多いところと比べると少ない方だと思われれます。

次に、特異な事件についてお話しますと、27年中上半期に検挙したうち特異な事件は3件ほどあげられるところです。テレビ、新聞等で報道されましたのでご存知の方も多いいと思われれますが、1つ目が、少年らによる高額自転車窃盗事件です。これは、1台120万円くらいする自転車を盗んで、部品を売る等をしていた事件です。この事件は、府中市内ではなく、他の市内在住の少年たちでございました。2つ目は、少年らによる学校荒らし事件です。これは、市内の小中学校からパソコンと時計を少年らが盗んだ事件で、別の小中学校に侵入したことを端緒で逮捕した事件です。市内在住の少年たちの犯行で何件か余罪が見込まれています。3つ目は、少年らによる連続窃盗事件なんですが、府中市内のゲームセンター、路上、コンビニエンスストアなどで置き引き、すり、詐欺盗、万引き等を100件以上繰り返していた少年らを検挙しました。他にも、自販機荒らし、オートバイ盗などの事件も発生しています。

府中警察署では、悪質な犯罪につきましては逮捕、送致するという厳しい姿勢で臨んでいるところでございます。しかしながら、少年警察の活動の目的は同種事案の再発防止、また、規範意識の醸成等の健全育成であると考えておりますので、警察に関わる少年に対しては、自分の家族、自分の子ども同様の愛情を持って接し各種対策を講じているところであります。

続きまして、補導の関係なんですが、今年6月末までに141名の少年を補導しております。内容につきましては、深夜はいかかが約8割になっております。そして、喫煙が約2割です。この2つでほぼ占めている状態であります。

続いて、各種育成活動についてご説明申し上げます。当署では、学校関係の方々と連携を図りまして、市内所在の公立、私立の小中学校36校に対しまして、セーフティ教室、更には危険ドラッグをはじめとします薬物乱用防止教室、インターネット、スマートフォンによる被害、トラブル防止のためのサイバー犯罪防止教室、小中学校に不審者が侵入したことを想定しての不審者対応訓練等を実施しております。

今、特にスマートフォンでのトラブルが多く発生していて社会問題になっていることから、こちらの方に重点をおいているところでございます。子ども達をトラブルから守るためには我々警察はもちろん、地域、学校、保護者の方々、

社会全体でスマートフォンの適正な使用方法を繰り返し教えていくことが重要でございまして、特に低年齢の子どもさんにスマートフォンを持たせる際には、使用する時のルールをつくることを各家庭にお願いしたいと思います。

家庭でのルールの例を、本日4点紹介させていただきたいと思います。1点目は、「使用する時間を決める。」です。だらだら長い時間やらせないということです。2点目は、「使用する際は親の目の届く場所で使用させる。」3点目は、「フィルタリングサービスに加入する。」4点目は、「パスワードは親が管理する。」です。

これらのルールは一例ですが、このようなルールを各家庭でつくって、子ども達に守らせることでトラブルから守っていただきたいと思います。

子どもの非行という話ではないんですが、私は、去年の3月に赴任しまして1年4か月くらい経つわけなんですけれども、この間に思うことは、プチ家出といえますか、子どもさんが長時間帰宅しない事案が多く、10件以上は発生していると思います。

子どもさんが親御さんに怒られてしまって家を飛び出すだとか、あるいは、電車が好きで電車に乗ってどこかに行ってしまうだとか、ちょっと目を話した隙にというのが多いのですけれども、夕方になっても夜になっても帰ってこないということで警察に届け出があるんですが、警察官も総出で検索にあたるということを毎回やっております。もちろん、場合によっては誘拐等を考えなくてはならないので、大きく捉えて対応しています。

最後になりますが、ここ府中市は非常に住みやすい街であると言われており、私もそう思います。しかしながら、表立って、いかにも不良という感じの少年はほとんどいないんですけれども、潜在的には、去年のオートバイの連続窃盗事件などを見ましても、見た目は普通に見えるんですけれどもモラルに欠ける子どもは少なくはないという現状です。決して楽観としてられる場合ではないと警察側では感じておりますので、是非、皆様のお力をお借りして、引き続き少年の健全育成に努めてまいりたいと思います。今後とも、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

【意見質問はなし。】

(2) 児童相談の現状について

【影山委員より資料「多摩児童相談所 相談推移等について」に基づき説明】

多摩児童相談所の影山でございます。いつもお世話になっております。

本日、皆様のお手元にA3の資料を配布させていただきましたので、資料に

基づいて26年度の傾向をご説明させていただきます。数字については速報値ですので、傾向としてご理解ください。

まず、左上のグラフでございますが、これは東京都全体の相談件数の推移でございますけれども、下の赤で記されているところですが、2万1,159件ということで、前年度比で1割程度の増加ということです。上のブルーで記された数字ですが、区市町村さんの相談件数です。26年度の数字はまだ統計が上がってませんが、概ね児童相談所の倍近くの相談に区市町村さんで対応をしていただいているというような現状でございます。

また、右に移りまして多摩児童相談所の相談件数でございます。26年度1,288件ということで、前年度の概ね2割増の相談を受けております。

実際にどのような相談が多いかというのが、右の図で「養護相談」が約半数以上でございます。養護相談のうち、一番多いのは児童虐待の相談です。これが概ね6割くらいを占めております。その他は、親御さんの病気であるとか色々な事情で家庭での養育が困難だという相談が養護相談の中心でございます。

非常に虐待の相談が多いということで、資料の中段には虐待の相談を中心に記載させていただいております。多摩児童相談所は26年度458件ということで、2年前は224件でございましたので、2年間で倍に増えているということです。

多摩児童相談所は、府中市さんをはじめ調布市、稲城市、多摩市の4市を担当させていただいておりますけれども、府中市さんの数字は真ん中のグラフで、26年度207件ということで、前年度が135件でございましたので、かなりの伸び率ということでございます。また、それぞれ児童人口等も違いますので、右の表で児童人口1,000人あたりの虐待受理件数を示させていただいております。府中市さんで言いますと、25年度3.3であったのが、26年度5.0と、多摩児相全体でも4.1ですので、4市の中では突出しているかなと見ております。ただ、虐待に対応する時に通告が一つの端緒となって対応しており、そこからご家庭の支援であるとか、親御さんに対する指導であるとかのきっかけになるものですので、必ずしも数字が多いから問題とは見ておりません。

次に、どういうところから通告をいただくかということでございますが、これについては、近隣知人の方が32%で最も多く、続いて、家族親戚の方、あるいは区市町村からご連絡をいただく、府中市さんで言いますと、「たち」さんから児童相談所の機能が必要な場合には、児童相談所にご連絡をいただくことになっております。

虐待種別の傾向でございますけれども、多いのは心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待の順でございます。心理的虐待が増加傾向にございます。この大きな理由は、DV通告、いわゆる家庭内でDVが行われていた場合には、子ども

にとっても心理的な影響があるということで、心理的虐待に分類しているということで増えているということでございます。

また、主たる虐待者は、実母が概ね4分の3、実父が概ね4分の1ということで実際に日本の家庭では、まだまだお母さんがお子さんと関わる時間が一番長いというところが大きな理由かなとみております。

また、一番下の段は非行でございます。非行については、多摩児相全体でも51件ということで年々数も減ってきております。府中市さんについても11件ということで、多摩児相は都内の11ある児相の中で非行の相談が一番少なくなっています。非行は落ち着いているのかなとみております。

ただ、そうは言っても、先ほど警察の方からもお話しがありましたけれども、家出であるとか盗みであるとか、こういったところは散見されるということでございます。

児童相談所ということで一時保護、入所といった機能がございます。府中市さんで540件の相談を受けた後、1割にあたる54件は一時保護をして、全体の5%が入所に至っているというのが傾向でございます。

最後にもう一つご連絡があります。皆様のお手元には、「189」（いちはやく）等と記載されたウェットティッシュを配らせていただいております。7月1日から全国で児童相談所共通ダイヤルということで、「189」をダイヤルしていただくと児童相談所に繋がるというようなシステムが全国的に成立されました。東京都の方でも警視庁さんのご協力をいただきながら、24時間、365日「189」で対応できるように整備をしたところでございます。これは110番と違って有料なんですけれども、是非、近隣の市民の方にも虐待を疑うような場面があれば、速やかに「189」にご連絡いただきたいと周知していただければと思っております。

簡単ではございますが、以上で報告にかえさせていただきます。

【意見質問はなし。】

(3) 児童・生徒の現状について

【小澤委員より小学校の現状を説明】

府中市立府中第八小学校の小澤と申します。

日ごろより、皆様には子ども達を温かく見守っていただいておりますことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

来週で一学期が終わるわけですけれども、子ども達が、毎日元気に学校に通っているということを校長会でも聞いております。今、第一小学校が4泊5日のセカンドスクールに行っておりまして、これで春のセカンドスクールが全部終

わかります。状況を聞きますと大きな怪我もなく終われるのではないかと考えています。また、春の運動会も大きな怪我なく終了していると聞いております。

私の方からは、児童の現状と学校の取り組みということで、三点お話をさせていただきます。

はじめに、交通安全という点でお話をさせていただきます。現時点で、児童の道路への飛び出し、また、自転車による事故の報告を聞いているわけですが、この件につきましては、各学校でPTAの皆様を中心とした登下校中の見守り活動を行っていただいておりますし、また、府中警察署のご協力により、各学校交通安全教室を実施しております。本校では6月9日に1年生が横断歩道の渡り方、3年生が自転車の乗り方について指導をしていただきました。更に5月30日には高齢者、小学生の自転車競技大会がありまして、それに参加させていただきました。参加したのは少数なんですけれども、その子どもたちがそこで講習を受けて、次の週の全校朝会で全校児童に、正しい自転車の乗り方について話をしてくれました。このような機会を通じて交通安全について日々指導していく、特に子どもの安全面ですから命にも関わりますので、各学校で指導をしているところでございます。民生児童委員さんとの打ち合わせの会議で、子ども達の夕方無灯火での走行、一時停止を無視した走行という話もありましたので、それについては、本校ではすぐに指導いたしました。これから夏休みに入ります。自転車で外出する機会も多くなってきますので、各学校で事前の指導を強化していきたいと思っています。子ども達に聞いた話ですと、ジェイボードというものが流行っているらしく、歩道上ならばまだいいんですが、この前は車道でやっていたという話を聞いたので、これについても指導をしているところです。

二点目は、防犯についてです。先ほど、お話に出ましたけれども、府中警察署のご協力を得まして、各学校年に1回、セーフティ教室を実施しています。低学年では、連れ去り防止、不審者対応、中学年では、少し行動範囲が広がりますので、本校では万引き防止、いじめ防止の指導をしていただいています。そして、高学年ではスマートフォンを使っている子どもがおりますので、情報モラルに対する指導をしていただいています。もちろん、セーフティ教室だけではなくて、日々の指導の中でも指導しています。

最後の三点目は、いじめについてでございます。市内におけるいじめの認知件数でございますが、平成26年度は若干増えていると認識しております。学校ではいじめはいつでも起こりうるという認識を持って子どもに寄り添い、道徳の授業等の中で、豊かな心や友人関係のあり方を子ども達に学んでもらいながら、よりよい人間関係づくりをしてもらえたらと取り組んでいるわけでございます。

いじめ基本方針というものが、どの学校でも策定されております。その中で年3回いじめの授業をすること、それから、これも年3回ですが、教員のいじめに関する研修会を行うこと等が定められています。それに基づいて、いじめ防止の

指導を強化していくとともに、児童へのアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めているところでございます。

私の方からは、三点お話をさせていただきました。ありがとうございました。

【意見質問はなし。】

【桐川校長先生より中学校の現状を説明】

それでは、中学校の校長会の方から現状をご報告させていただきます。まず、皆様には日ごろよりご協力いただき、中学生を様々な活動に参加させていただいて本当にありがとうございます。また、先日、7月1日の社会を明るくする運動につきましては、中学校としても参加する予定でありましたが、天候不良により参加できずに申し訳ございません。また、次年度、保護司会の方からもお声掛けいただければうれしく思います。

私の方からは、市内中学校の現状についてお話させていただきたいと思います。市内11校は、先ほど、児童相談所の所長さんの方からもありましたとおり、非行傾向については落ち着いております。

その中で一点、私の方からお話しさせていただきたいのは、府中警察の方からもありましたとおり、スマートフォン、携帯電話等の扱いについての様々なトラブルが発生しています。これは、各学校多く発生しておりまして、頭を悩ませているところでございます。そして、それにつきまして、昨日、校長会の方で市内11校の学校が同じ歩調で、家庭内のルールづくりに協力していこうという話をしました。これから夏休みに入りますけれども、夏休みのしおりの中に携帯・スマートフォンのルールづくりをして欲しいということを保護者に訴えかけていき、市内すべての学校で取り組みをはじめていきます。

こちらの方で強制するわけにはいきませんので、家庭内でのルールづくりをこちらから投げかけて、そして、様々な声を吸い上げていきたいと思っております。例えば、スマートフォンの充電につきましては、親御さんの見えるところで充電して欲しい、部屋の中に持ち込んで夜中まで使うことがないような計らいをしていただきたい等を依頼していく行動をとっていきたいと思います。また、生徒の声を聞くために、携帯はどのように使っているか等、生徒の方にも投げかけていきたいと思っております。

学校としてこの問題は奥が深いものです。特に、一番我々が苦慮しているのは、無料通信アプリを使った様々なトラブル、このトラブルが毎月のように絶えません。

このトラブルを警察の方にもご指導いただきながら、生徒の方には様々な指導

をしているんですけれども、なにせ、ご家庭でのことですので、そちらの方に中学校として対応してまいりたいなと思っております。

また、朝の保健室の状況を見ますと、寝不足で保健室に来るような生徒が沢山おります。その子たちの話を聞くと、昼夜逆転してのスマートフォン、また、スマートフォンを使ってのゲームというところで、それらに没頭してしまって睡眠不足になっているのが現状です。文部科学省の言っている「早寝、早起、朝ごはん」で体力を増進していく、健全育成のために体力を増進していくためにも、やはり、ツールを何とか我々の方で良い方向に持っていきたいなと思っております。また、中学校校長会としても各関係機関の方にご協力していただきながら、少しでも先に進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【意見質問はなし。】

【会長より提案】

ご質問がないようですが、私の方から少しご提案をさせていただきます。桐川校長先生、また、先ほど、府中警察の高島副署長からもご報告がありました、スマートフォン、SNSのトラブルのことについてでございますけれども、これは府中市に限らず全国的な問題になっております。今後、この問題につきましては、重要課題として本協議会でもとらえさせていただいて、委員の皆様との情報交換や講演等のテーマとして取り上げてまいりたいと考えておりました、関係機関との連携や情報交換をしながら、この問題に重要課題として取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

5 その他

6 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。